

定額減税補足給付金 (調整給付)のご案内

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されることとなっています。納税義務者のうち、**定額減税しきれないと見込まれる方**へは、**定額減税補足給付金(調整給付)**を給付します。

※定額減税の詳細は、国税庁又は総務省ホームページをご覧ください。

支給対象

所得税又は個人住民税所得割が課税されている方のうち、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族数に基づき算定される**定額減税可能額**が、**令和6年分推計所得税額**又は**令和6年度分個人住民税所得割額**を上回る方

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方や令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)がともに0円の方は対象外となります。

支給額

1) 所得税分

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)
- 令和6年分推計所得税額(減税前)
= **ア 所得税分控除不足額** ※ア<0の場合は0

2) 個人住民税分

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)
- 令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)
= **イ 個人住民税分控除不足額** ※イ<0の場合は0

調整給付額 = ア + イ (1万円単位で切り上げ)

お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎ **0833-45-1896**

受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日を除く



くだまる

手続方法

■口座登録がある方（原則、手続不要）

- ①下松市から給付内容が記載された「**お知らせ**」が届きます。
- ②「お知らせ」の内容に変更がなければ手続は不要です。お知らせに記載された日に、指定口座に振り込みます。（変更がある場合は手続が必要です。）

■口座登録がない方（**手続必要**）

- ①下松市から給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
- ②「確認書」に必要事項を記入して、**専用の返信用封筒で下松市に提出**するかオンライン申請を行ってください。審査（約1カ月）後に、指定の口座に振り込みます。

※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、お問い合わせください。



申請期限：令和6年10月31日（木）消印有効

Q & A

Q1 「令和6年分推計所得税額」は、どのように計算しているのですか。

A1 「令和6年分推計所得税額」は、現時点で入手可能な令和5年分の所得等を基にした推計額です。令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合（扶養親族の追加や所得の減少など）は、不足額を令和7年度に追加給付する予定です。

Q2 3月に子どもが生まれましたが、「控除対象配偶者を含む扶養親族数」の数に入らないのですか。

A2 令和5年中の扶養の状況で、人数が決まります。令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、不足額を令和7年度に追加給付する予定です。

Q3 令和5年分源泉徴収票の所得税額と「令和6年分推計所得税額」は、同じ金額にはならないのですか。

A3 年末調整済みの源泉徴収票や確定申告書の所得税額とは近い金額になりますが、「令和6年分推計所得税額」は、復興特別所得税を含めないこととなっていますので、差異が生じます。また、年金受給者で確定申告をしていない方は、所得税額が確定額になっていないため、お手持ちの年金の源泉徴収票の所得税額とは異なる場合があります。

書類の発送状況や最新情報は、市ホームページでご確認ください ⇒



！ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

